

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

- 人事委員会規則 三(現行の規則の廃止)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 一(給料等の支給)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 二(給料の調整額)等の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 七(給与の減額)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 八(宿日直手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 一〇(単身赴任手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 三五(産業教育手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 三六(通信手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 四二(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 四五(初任給調整手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 五〇(農林漁業改良普及手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 五六(調整手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 六一(住居手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 六二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 六四(教職調整額の支給方法)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 六五(教員特殊業務手当)の一部を改正する規則

- 人事委員会規則七 六六(時間外勤務手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 八二(休職者の給与)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 九二(特例一時金)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 九三(再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算)
- 人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則九 六(職員の定年等)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則九 八(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)
- 人事委員会規則一 一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

人事委員会規則

人事委員会規則 三(現行の規則の廃止)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則 一 三(現行の規則の廃止)の一部を改正する規則

規則 一 三(現行の規則の廃止)の一部を次のように改正する。

第二条に次のように加える。

規則九 四(公共的機関の指定)

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

第十八条第三号を削る。

第二十二條第一項中「第四条に規定する一般の派遣職員」を「第三条第一項に規定する派遣職員」に、「一般の派遣職員」を「外国派遣職員」に改める。

の表において同じ。)による負傷若しくは疾病に係るものに限る。」「同条第3号」や「同条第2号」の「職員が」や「当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が」の「一般の派遣職員」を「外国派遣職員の」に、「第2条第3号」や「第2条第2号」の「職員が」を「(当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が)」の「同条の備考第二項中「一般の派遣職員」を「外国派遣職員並びに公益法人等派遣職員及び公益法人等一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)第10条第2項に規定する退職派遣者」に、「派遣先の業務」を「外国派遣職員の派遣先の機関の業務並びに公益法人等派遣条例第2条第4項第1号に規定する派遣先団体及び公益法人等派遣法第10条第1項に規定する特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)」に改む。

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第二のりの表、別表第三及び別表第六のりの表の改正規定は、公布の日から施行する。

2 平成十四年四月一日以後に新たに職員となり職務の級を研究職給料表の二級に決定された者(その者に適用される改正後の規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「改正後の規則」という。))別表第六の研究職給料表初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分が「博士課程修了」又は「修士課程修了」である者に限る。)のうち、その者の給料月額決定について、改正後の規則第十四条から第十六条までの規定の適用を受けることとなる職員で、新たに職員となった日(以下「採用日」という。))の前日から、改正後の規則第十四条から第十六条までの規定による号給の号数から改正後の規則第十二条第一項の規定による号給(改正後の規則第十四条第一項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができるところとされている号給を除く。)の号数を差し引いた数の年数をさかのぼった日が平成十四年四月一日前となるものの採用日における給料月額及び採用日後の最初の昇給に係る昇給期間は、平成十四年四月一日前から引き続き在職する職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める。

人事委員会規則七 一(給料等の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 一(給料等の支給)の一部を改正する規則

規則七 一(給料等の支給)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「派遣条例」を「外国派遣条例」に改め、同項中第六号を第

七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号。以下「公益法人等派遣条例」という。))第二条第二項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

第五条第二項中「派遣条例」を「外国派遣条例」に改め、「育児休業を」の下に「公益法人等派遣条例第二条第二項の規定により派遣され」を加える。

第九条中「又は通勤(」を「若しくは」に改め、「を」を「を」。以下この条において同。))を削り、「派遣条例第四条に規定する一般の派遣職員」を「外国派遣条例第三条第一項に規定する派遣職員」に改め、「業務上の負傷若しくは疾病又は」の下に「同法第二条第二項に規定する」を「含む。))」の下に「又は公益法人等派遣条例第三条第一号に規定する派遣先団体(同条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。))若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第一項に規定する退職派遣者の特定法人(同条第一項に規定する特定法人をいう。))の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 二(給料の調整額)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 二(給料の調整額)等の一部を改正する規則

(規則七 二(給料の調整額)の一部改正)

第一条 規則七 二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第二に掲げる調整基本額にその者に係る別表第一の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下この項において「再任用短時間勤務職員」という。))にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額の百分の二十五

を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額(再任用短時間勤務職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
別表第一健康福祉部医務薬事課の項の前に次のように加える。

総務部総合防災課	
2	1
職員 回航翼航空機の整備に従事することを本務とする	職員 回航翼航空機の操縦に従事することを本務とする
—	四

別表第一健康福祉部医務薬事課の項の次に次のように加える。

秋田県立大学			
4	3	2	1
大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助手が人事委員会と協議して定めるもの	大学院担当教員(1及び2に掲げる者を除く。)	大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者(1に掲げる者を除く。)	教授、助教授又は講師で大学院研究科の授業を常時担当するもの(以下「大学院担当教員」という。)(のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの(人事委員会の定める者に限る。)
—	—	二	三

別表第一生活環境文化部消防防災課の項及び秋田県立大学木材高度加工研究所の項を削り、同表太平洋療育園の項中「看護婦、看護士及び准看護婦」を「看護師及び

准看護師」に改め、同表保健所の項中

3	2	1
化学試験技術者	病理細菌技術者(1に掲げる者を除く)	病理細菌技術者(常時危険な病原体事する者に限る。)

等を直接取り扱う業務に従

く。

に従事することを本務とす

婦、看護士及び准看護婦」を「看護師及び准看護婦」に改め、同表衛生科学研究所

4	3	2	1
化学試験技術者(部長及び栄養士に限る。)	病理細菌技術者(部長に限る。)	化学試験技術者(4に掲げる者を除く。)	病理細菌技術者(3に掲げる者を除く。)
—	—	—	二

を

病理細菌検査又は理化学試験の業務に従事することを本務とする職員
—

に改め、同表リハビリテーション・精神医療センターの項中「看護婦及び看護

士」を「看護師」に改め、同表中環境センターの項、農業試験場の項、果樹試験場の項、総合食品研究所の項、畜産試験場の項、水産振興センターの項、森林技術センターの項、工業技術センターの項及び高度技術研究所の項を削り、同表流域下水道事務所の項中「化学試験技術者」を「水質等の検査又は分析の業務に従事するこ

とを本務とする職員」に改める。

(規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する規則(平成十三年三月三十日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「については、」の下に「平成十六年三月三十一日までの間において」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表第一治療園の項、脳血管研究センターの項及びリハビリテーション・精神医療センターの項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規則七 二(給料の調整額)(以下「改正後の規則」という。)(別表第一の調整数欄に掲げる調整数(以下「改正後の調整数」という。))がこの規則による改正前の規則七 二(給料の調整額)(以下「改正前の規則」という。)(別表第一の調整数欄に掲げる調整数(以下「改正前の調整数」という。))に満たない職をこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日から引き続き占める職員に対する改正後の規則第二条第二項の規定の適用については、平成十六年三月三十一日までの間において引き続き当該職を占める間、同項中「掲げる調整数」とあるのは、「掲げる調整数に一を加えた数」とする。

3 前項の規定は、同項の規定により給料の調整額を算定される職員に準ずると人事委員会が認める職員の給料の調整額について準用する。

4 改正後の規則において給料の調整を行う職に該当しない職で改正前の規則において給料の調整を行う職に該当していたものを施行日の前日から引き続き占める場合には、改正後の規則第二条第一項の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日までの間において引き続き当該職を占める間、当該職を同条第一項の規定による給料の調整を行う職とみなして、当該職員に対し、調整数を一として改正後の規則第二条第二項の規定により算出した額を給料の調整額として支給する。

5 前項の規定は、同項の規定により給料の調整額を支給される職員に準ずると人事委員会が認める職員である場合について準用する。

(補則)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

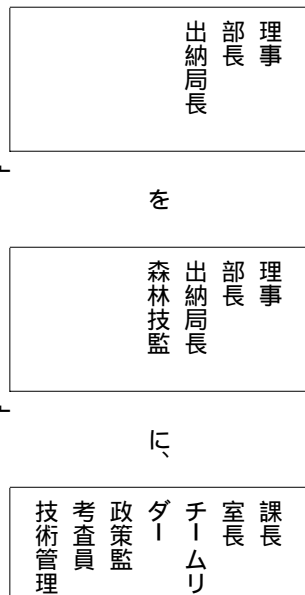
秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則

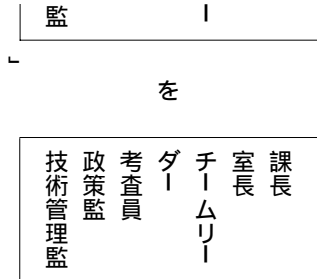
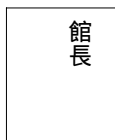
規則七 三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

第三条中「得た額」の下に「(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

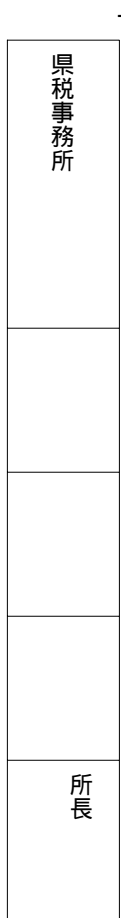
別表知事部局本庁の項中



に改め、同表知事部局公文書館の項中



に改め、同表知事部局の項中

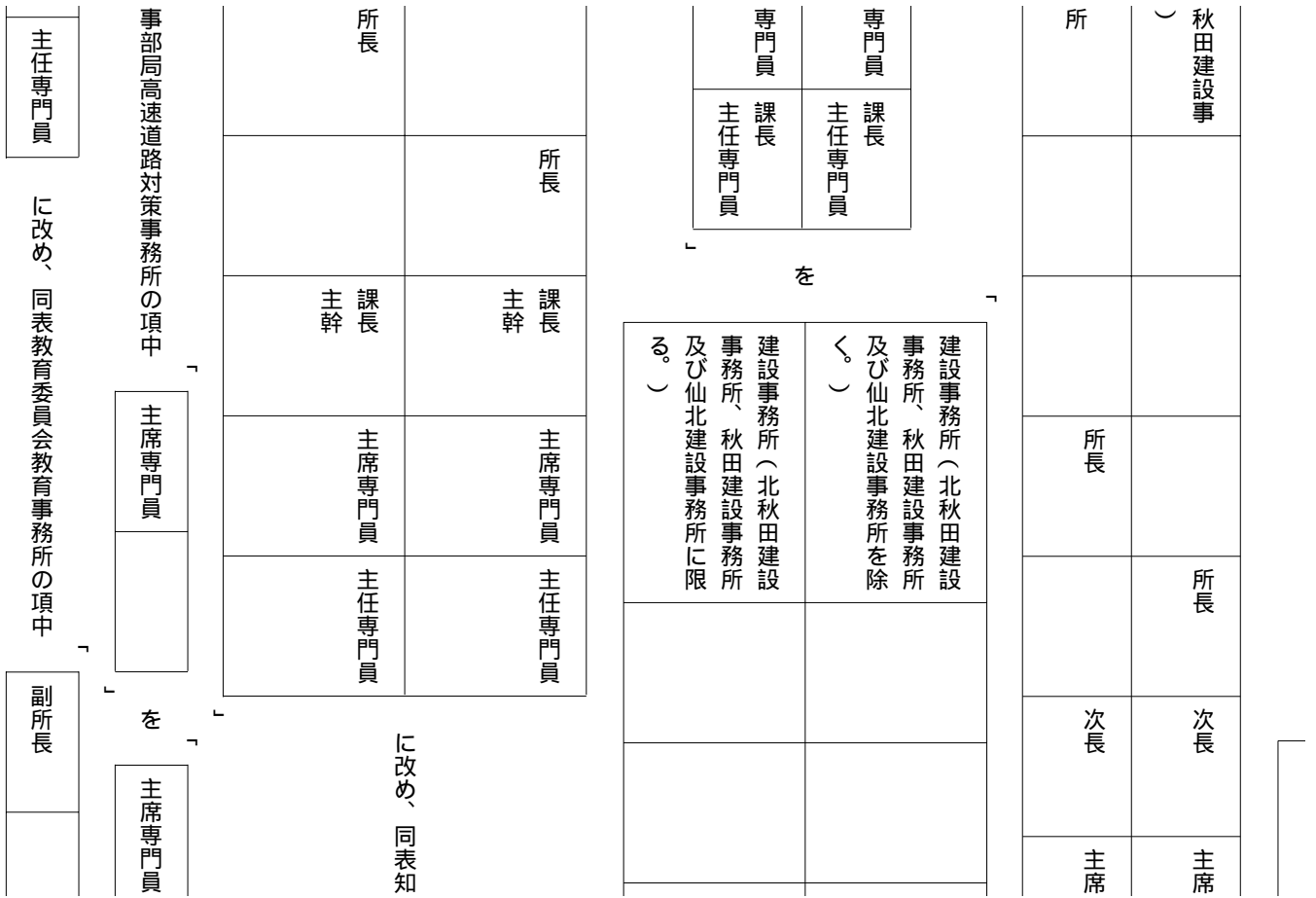


に改め、同表知事部局保健所支所の項を削り、同表知事部局障害者相談センター	次長	課長	に改め、同表知事部局福祉事務所の項中	に改め、同表知事部局秋田県立大学の項中			主幹 課長 主任専門員	を	消防学校 県税事務所
	を	を			校長	所長			
	課長 主幹				学部長 事務局次長	主幹 課長			
	課長 主任専門員	次長			を	副校長			
	を	を			学部長 研究科長 事務局次長	主任専門員			

配人	生活センタ 1所長	主幹	主席専門員	主任専門員	に、	総合農林	門員 主任専門員	主任専門員	を	総合生活文化会館	館長	支	館		館長	支配人	生活センタ 1所長	主幹	主席専	副校長	看護婦長	を「総看護婦長」に改め、同表知事部局の項中	消防学校	総合生活文化会	を	所長	主任専門員	に改め、同表知事部局	を	所長	を	所長	に改め、	の項中	所長	を	所長	に改め、	同表知事部局太平洋療育園の項中「総看護婦長」を「総看護婦長」に改め、同表知事部局女性相談所の項中	所長

<p>所長 主幹</p> <p>主席専門員</p>	<p>表知事部局地域農業改良普及センターの項中</p>				<p>課長 主席専門員</p> <p>主任専門員</p>	<p>事務所</p>
	<p>に改め、同表知事部局農業試験場の項中</p>					
	<p>を</p>	<p>所長</p> <p>次長</p> <p>主席専門員</p>	<p>に改め、同</p>		<p>を</p>	<p>所長</p> <p>次長</p>
<p>上席研究員</p> <p>主席専門技 術員</p>					<p>総合農林事務所（北秋田 総合農林事務所、秋田総 合農林事務所及び仙北総 合農林事務所を除く。）</p> <p>総合農林事務所（北秋田 総合農林事務所、秋田総 合農林事務所及び仙北総 合農林事務所に限る。）</p>	

<p>室長</p> <p>部長</p> <p>上席研究員</p>	<p>を</p>	<p>所長</p> <p>企業専門監</p>	<p>に改め、同表知事部局工業技術センターの項中</p>	<p>に改め、同表知事部局企業支援センターの項中</p>	<p>福岡事務所の項中</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>
<p>室長</p> <p>上席研究員</p>	<p>を</p>				<p>長</p> <p>席研究員</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>主幹</p> <p>上席研究員</p> <p>主席専門技 術員</p>
<p>に改め、同表知事部局の項中</p>					<p>長</p> <p>席研究員</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表知事部局花き種苗センターの項中</p>
<p>建設事務所（ 務所を除く。）</p> <p>秋田建設事務</p>					<p>所長</p> <p>主席主幹</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表知事部局</p>
					<p>所長</p> <p>主席主幹</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表知事部局森林技術センターの項中</p>
					<p>所長</p> <p>主席主幹</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表知事部局北海道事務所の項中</p>
					<p>所長</p> <p>主席主幹</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表知事部局</p>
					<p>所長</p> <p>主席主幹</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表知事部局</p>
					<p>所長</p> <p>主席主幹</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表知事部局</p>
					<p>所長</p> <p>主席主幹</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表知事部局</p>
					<p>所長</p> <p>主席主幹</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表知事部局</p>
					<p>所長</p> <p>主席主幹</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表知事部局</p>



六十三年秋田県条例第二号（第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）（第三条第一号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。）若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（第十条第二項に規定する退職派遣者の特定法人（同条第一項に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（第七条第二項に規定する通勤）に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八（宿日直手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 八（宿日直手当）の一部を改正する規則
規則七 八（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改め、同条に次の一号を加える。

九 リハビリテーション・精神医療センターにおける看護業務の管理又は監督の業務

第四条第三号中「第八号」を「第九号」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 九（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則
規則七 九（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「の規定に該当して」を「又は職員の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第三号）（第二条の規定により）に改め、同条第二号中「に該当して」を「により」に改め、同条第五号中「無給派遣職員」を削り、「第四条に規定する一般の派遣職員」を「第三条第一項に規定する派遣職員」に、「一般の派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、「をいう。」を削り、同条第六号中「第五条

の二第一項」を「第五条の三第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号。以下「公益法人等派遣条例」という。）（第三条第一号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員）

第二条第二号中「掲げる者」の下に「（常勤である者にあつては臨時的任用職員以外の職員、非常勤である者にあつては法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）」を加え、同号イから八までの規定中「常勤の職員で臨時的任用職員以外のもの」を「職員」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 その退職に引き続き次に掲げる者となつた者で、その者に適用される給与に関する規定によりその退職前の条例の適用を受ける職員としての在職期間を通算して期末手当に相当する手当を支給されることとなるもの

イ 国又は他の地方公共団体の職員（前号八に掲げる職員を除く。）

ロ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益法人等派遣法」という。）（第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。））

ハ イ及びロに準ずる者

第四条中「受ける職員」を「受ける常勤の職員（臨時的任用職員及び単純労務の職員を除く。）又は再任用短時間勤務職員」に、「もつとも」を「最も」に改め、「（臨時又は非常勤の職員及び単純労務の職員を退職した場合を除く。）」を削る。

第四条の二中「及び一般の派遣職員」を「外国派遣職員及び公益法人等派遣職員」に改める。

第四条の三中「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に改める。

第四条の四第一項中「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に、「及び一般の派遣職員」を「外国派遣職員及び公益法人等派遣職員」に改め、同条第二項中

「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に改める。

第五条第二項第一号中「非常勤の職員」の下に「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第六条第一項中「各号に掲げる者」の下に「（常勤である者にあつては臨時的任用職員以外の職員、非常勤である者にあつては再任用短時間勤務職員その他これに相当する者に限る。）」を加え、「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「常勤の職員で臨時的任用職員以外のもの」を「職員」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第

三号の次に次の一号を加える。

四 退職派遣者

第六条第二項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

第六条の五中「第五条の第二項」を「第五条の三第一項」に改め、同条第二号中「非常勤の職員」の下に「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を加える。

第七条第三号を次のように改める。

三 外国派遣職員

第七条第四号中「第五条の第二項」を「第五条の三第二項」に改め、同条第五号中「第一条第七号」を「第一条第八号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 公益法人等派遣職員

第八条第一項第三号を次のように改める。

三 その退職に引き続き次に掲げる者となつた者で、その者に適用される給与に関する規定によりその退職前の条例の適用を受ける職員としての在職期間を通算して勤勉手当に相当する手当を支給されることとなるもの

イ 国又は他の地方公共団体の職員(第二条第二号八に掲げる職員を除く。)

ロ 退職派遣者

ハ イ及びロに準ずる者

第十一条第二項第一号中「非常勤の職員」の下に「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を加え、同項第二号中「第一条第七号」を「第一条第八号」に改め、同項第五号中「又は通勤(」を「若しくは」に改め、「をいう。以下この号において同じ。)」を削り、「一般の派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、「業務上の負傷若しくは疾病又は」の下に「同項に規定する」を「含む。)」の下に「又は公益法人等派遣職員の派遣先団体(公益法人等派遣条例第一条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。若しくは退職派遣者の特定法人(公益法人等派遣法第十条第一項に規定する特定法人をいう。))の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一〇(単身赴任手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷

殷

人事委員会規則七 一〇(単身赴任手当)の一部を改正する規則

規則七 一〇(単身赴任手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「により」の下に「条例第四条第一項の給料表(以下「給料表」という。))の適用を受ける」を加え、同条第三項中第七号を第八号とし、第六号を削り、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は復帰等」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第五条第三項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰したこと又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第一項の規定により採用されたこと(以下「復帰等」という。))に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と同居することとなつた職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷

殷

人事委員会規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則
規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「の規定に該当して」を「又は職員の休職の事由に関する条例(昭和五十四年秋田県条例第三号)第二条の規定により」に改め、同条第二号中「に該当して」を「により」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

規則七 三三(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第三条中「もの」を「者及び法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第三条の二第一項第一号中「もの」を「者及び再任用短時間勤務職員」に、「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

第六条中「第四号」の下に「、第六号及び第十号」を加え、同条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 畜産試験場

第六条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 衛生科学研究所

第七条中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 三五(産業教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三五(産業教育手当)の一部を改正する規則

規則七 三五(産業教育手当)の一部を次のように改正する。

第二条中「得た額」の下に「(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

第七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(を)を「公務上の負傷若しくは疾病若しくは」に、「をいう。」により負傷し、若しくは疾病にかかり、」を「による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾

病又は同法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)(又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第三条第一号に規定する派遣職員の派遣先団体(同条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。)(若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者の特定法人(同条第一項に規定する特定法人をいう。))の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病のため」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三六(通勤手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三六(通勤手当)の一部を改正する規則

規則七 三六(通勤手当)の一部を次のように改正する。

第三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「場合」の下に「(人事委員会が定める場合を除く。)」を加える。

第八条の三を次のように改める。

(再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)
第八条の三 条例第十二条第二項第二号に規定する規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。

第十四条中「給料表」を「条例第四条第一項の給料表(以下「給料表」という。)」に改める。

第十六条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第一項の規定により採用された職員のうち、条例第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該復職又は採用の直前の住居(当該復職又は採用の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)(からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第十二条に規定する基準

に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰又は採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰又は採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。)

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 四二(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 四二(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則

規則七 四二(定時制通信教育手当)の一部を次のように改正する。

第三条中「一」を「い」に改め、同条第三号中「公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(を)を公務上の負傷若しくは疾病若しくは(を)により負傷し、若しくは疾病にかかり、」を「(を)により負傷し、若しくは疾病にかかり、」を「(を)により負傷し、若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)(又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第三条第一号に規定する派遣職員の派遣先団体(同条例第一条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。)(若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者の特定法人(同条第一項に規定する特定法人をいう。)(の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病のため)」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

(再任用短時間勤務職員の定時制通信教育手当の額の端数計算)

第四条 法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、条例第二十三条の二第一項の規定による定時制通信教育手当の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の定時制通信教育手当の額とする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 四五(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 四五(初任給調整手当)の一部を改正する規則

規則七 四五(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第二条第一項」の下に「若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

規則七 四六(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第五条中「保健婦又は保健士」を「保健師」に改める。
第八条第一項中「農産園芸課」を「水田総合利用推進課、消防学校」に改め、「総合生活文化会館」の下に「環境センター」を加え、「消防学校」を削り、「果樹試験場」の下に「総合食品研究所」を、「工業技術センター」の下に「高度技術研究所」を加える。

第九条第一項の表及び第十四条中「農政部、林務部」を「農林水産部」に改める。

第二十条に次の二項を加える。

2 法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)(に手当の額が月で定められている特殊勤務手当(病害虫防除手当及び職業訓練手当を除く。)(を支給する場合におけるその者の当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 再任用短時間勤務職員について、手当の額が月で定められている特殊勤務手当の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の特殊勤務手当の額とする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 五〇（農林漁業改良普及手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 五〇（農林漁業改良普及手当）の一部を改正する規則

規則七 五〇（農林漁業改良普及手当）の一部を次のように改正する。

第三条中「支給要件は」の下に、「常勤の専門技術員又は普及員として」を加え、「同項各号」を「条例第二十三条の三の二第一項各号」に改め、「（以下「普及事務」という。）」を削り、「又は通勤（）」を「若しくは」に、「をいう。）」を「による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第二号）第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第三条第一号に規定する派遣先団体（同条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。）若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者の特定法人（同条第一項に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤」に、「になるよう、普及事務に従事している」を「となる」に改める。

第四条を次のように改める。

（職員の指定）

第四条 条例第二十三条の三の二第二項に規定する規則で定める職員は、次の各号に掲げる支給割合の区分に応じ、当該各号に定める職員とする。

- 一 百分の六 規則七 三（管理職手当）別表に規定する割合が百分の十四、百分の十二又は百分の十とされている職を占める職員
- 二 百分の四 規則七 三（管理職手当）別表に規定する割合が百分の十六とされている職を占める職員

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 五六（調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 五六（調整手当）の一部を改正する規則

規則七 五六（調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十一条第三項及び第四項」を「第二十一条第四項及び第五項」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六一（住居手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六一（住居手当）の一部を改正する規則

規則七 六一（住居手当）の一部を次のように改正する。

第四条の三中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、「引き続き」の下に「条例第四条第一項の給料表の適用を受ける」を加え、「、当該職員となつたとき」を「当該適用、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

規則七 六二（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「により」の下に「条例第四条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 条例第十三条の三第二項の同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益法人等派遣法」という。）第十条第一項の規定により採用され、特設公署又は準特設公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものの

二 新たに特設公署又は準特設公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特設公署又は準特設公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の適用職員であつた者又は第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものの

第五条第四項第一号中「引き続き」の下に「給料表の適用を受ける」を、「移転した職員」の下に「又は前項第一号に規定する職員」を加え、「職員となつた」を「当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された」に改め、同項第三号中「前項」を「前項第二号」に、「職員となつた」を「当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六四（教職調整額の支給方法）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六四（教職調整額の支給方法）の一部を改正する規則

規則七 六四（教職調整額の支給方法）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

教職調整額の支給方法等

「昭和四十六年秋田県条例第六十六号」の下に「。次条において「特別措置条例」という。」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（教職調整額の支給方法）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（再任用短時間勤務職員の教職調整額の端数計算）

第二条 法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、特別措置条例第三条第一項の規定による教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の教職調整額とする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六五（教員特殊業務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六五（教員特殊業務手当）の一部を改正する規則

規則七 六五（教員特殊業務手当）の一部を次のように改正する。

第一条第一号ロ及び第五号ロ中「週休日等以外の土曜日又はこれに相当する」を「四時間の勤務時間を割り振られている」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六六（時間外勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六六（時間外勤務手当）の一部を改正する規則

規則七 六六（時間外勤務手当）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に改める。

第二条中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に改め、同条第一号ロ中「時間

（）」の下に「勤務時間条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員及び」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号ロの改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 七五（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 七五（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則

規則七 七五（義務教育等教員特別手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「常時勤務の者」を「常勤の者及び法第二十八条の五第一項に規定する短

時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)(「に、」寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

第四条中「各号に掲げる額」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、その額に勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)(「を加え、同条第一号中「号給」の下に「その者が、」を加え、「にあつては」を「であるときは」に、「の最高号給」を「及びその級の最高の号給とし、法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第四条関係)

教育職給料表二の適用を受ける者

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1			11,100	15,000
	2	5,000	6,300	11,500	15,400
	3	5,200	6,600	12,400	15,800
	4	5,400	7,000	12,800	16,300
	5	5,600	7,300	13,200	16,700
	6	5,900	7,600	13,600	17,100
	7	6,200	7,900	14,000	17,500
	8	6,500	8,300	14,400	17,900
	9	6,800	8,900	14,800	18,300
	10	7,100	9,300	15,100	18,700
	11	7,400	9,700	15,500	19,000
	12	7,700	10,500	15,900	19,400
	13	8,000	10,900	16,300	19,600
	14	8,300	11,300	16,700	19,900
	15	8,600	12,100	17,100	20,200
	16	8,800	12,500	17,400	
	17	9,100	12,900	17,700	
	18	9,400	13,300	18,000	
	19	9,700	13,700	18,300	
	20	9,900	14,000	18,500	
	21	10,200	14,400	18,700	
	22	10,400	14,700	18,900	
	23	10,600	15,000	19,100	
	24	10,800	15,400		
	25	11,000	15,700		
	26	11,200	16,000		
	27	11,400	16,300		
	28	11,500	16,500		
	29	11,600	16,800		
	30	11,700	17,000		
	31	11,900	17,200		
	32	12,000	17,400		
	33	12,100	17,600		
	34	12,300			
	35	12,400			
	36	12,500			
	37	12,600			
	38	12,800			
	39	12,900			
	40	13,000			
再任用 職員		8,000	9,700	12,800	16,300

附 則
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八二(休職者の給与)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 八二(休職者の給与)の一部を改正する規則
規則七 八二(休職者の給与)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「又は第二号」を削り、同条第二号中「第二条第三号」を「第二条第二号」に、「その原因である災害が」を「当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が」に、「又は通勤」を「若しくは」に改め、「をい」を「以下この号において同じ。」を削り、「第四条に規定する一般の派遣職員」を「第三条第一項に規定する派遣職員」に改め、「業務上の災害又は」の下に「同法第二条第二項に規定する」を、「含む。」の下に「又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第三条第一号に規定する派遣職員の派遣先団体(同条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。)若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者の特定法人(同条第一項に規定する特定法人をいう。)の業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤による災害を受けた」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九二(特例一時金)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 九二(特例一時金)の一部を改正する規則
規則七 九二(特例一時金)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「に該当して」を「により」に改め、同条第四号中「第三条第一項」の下に「及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第三条第一号」を加える。

第二条第二号中「非常勤の職員」の下に「(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加える。

第三条第二項を次のように改める。

2 条例附則第八項第二号の規則で定める職員は、基準日において規則七 七(給与の減額)(以下「規則七 七」という。)第三条の規定の適用を受ける職員とし、同号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 基準日において条例第五条の四の規定の適用を受ける職員である者(第三号に掲げる者を除く。)千五百九十六円(無給期間がある者については、前項の規定の例により算定した額)に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

二 基準日において規則七 七第三条の規定の適用を受ける職員である者(次号に掲げる者を除く。)千五百九十六円(無給期間がある者については、前項の規定の例により算定した額)からその半額を減じた額

三 基準日において条例第五条の四及び規則七 七第三条の規定の適用を受ける職員である者 第一号の規定の例により算定した額からその半額を減じた額

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九三(再任用短時間勤務職員の給料月額)をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 九三(再任用短時間勤務職員の給料月額)の端数計算(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)第五条の四の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする)。
附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第一条の第三項第一号中「八時間」の下に、「(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))にあつては、当該職員の条例第三条第三項に規定する四週間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同項の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間)」を加える。

第四条中「第二条から第五条まで及び第八条の規定による勤務時間」を「第八条の第二項に規定する正規の勤務時間」に改める。

第五条の二中「ものは、請求に係る子の同居の親族のうち十六歳以上の者であつて」を「者は」に、「するもの」を「する者」に改める。

第五条の第三項中「深夜勤務制限請求書」を「深夜勤務・時間外勤務制限請求書」に、「制限期間」を「深夜勤務制限期間」に、「制限開始日」を「深夜勤務制限開始日」に、「制限終了日」を「深夜勤務制限終了日」に改める。

第五条の第四項中「制限開始日」を「深夜勤務制限開始日」に改め、同項第二号及び第三号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第四号中「深夜」を「当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜」に、「請求に係る子」を「子」に、「当該子の同居の親族」を「もの」に改め、同条第二項中「制限開始日から制限終了日」を「深夜勤務制限開始日から深夜勤務制限終了日」に、「制限期間」を「深夜勤務制限期間」に改め、同条第三項中「おいて」を「おいては」に改める。

第五条の六(見出しを含む。)(中「深夜勤務」を「勤務」に改め、同条を第五条の九とする。

第五条の五中「前三条」を「第五条の三、第五条の四(第一項第四号を除く。)、第五条の六及び第五条の七(第一項第四号並びに第二項第一号及び第二号を除く。)」に、「第五条の二中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第二号中「養育」とあるのは「介護」と、前条第一項第一号」を「第五条の四第一項第一号」に、「職員の」を「当該請求をした職員の」に、「職員との」を「当該請求をした職員との」に、「同項第四号」を「前条第一項第一号」に、「養育」とあるのは「介護」を「、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第二項中「次の各号」とあるのは「前項第一号から第三号まで」に改め、同条を第五条の八とする。

第五条の四の次に次の三条を加える。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第五条の五 条例第八条の第二項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当

する者とする。

一 就業していない者(就業回数が一月につき三回以下の者を含む。)(であること。
二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

三 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の者又は出産後八週間を経過しない者でないこと。

第五条の六 条例第八条の第二項の規定による請求は、深夜勤務・時間外勤務制限請求書(様式第一号)により、正規の勤務時間以外の時間における勤務(以下「時間外勤務」という。)(の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。))及び期間(一年又は一年に満たない月を単位とする期間に限る。)(を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行わなければならない。

2 前項の請求があつた場合においては、任命権者は、条例第八条の第二項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、第一項の請求が、当該請求があつた日の翌日から起算して一週間を経過する日(以下「一週間経過日」という。)(前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であつた場合で、条例第八条の第二項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から一週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 任命権者は、第一項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第五条の七 前条第一項の請求がされた日から時間外勤務制限開始日の前日までの間において、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかつたものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡したこと。

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったこと。

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたこと。

四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして、第五条の五に規定する者がいることとなつたこと。

2 時間外勤務制限開始日から起算して前条第一項の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。

一 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

二 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

3 前二項に規定する場合には、職員は、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならぬ。

4 前条第五項の規定は、前項の届出について準用する。

第七条の見出しを削り、同条第一項第一号中「次号」を「再任用短時間勤務職員及び次号」に改め、同条第二号中「得た日数」の下に「(この号に掲げる職員が再任用職員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。第四項において同じ。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 条例第十二条第一項第三号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 当該年の前年において公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号。以下「公益法人等派遣条例」という。)(第三条第一号に規定する派遣職員であつた者であつて引き続き当該年に職務に復帰したもの

二 当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に地方公営企業労働関係法適用職員等となり引き続き再び職員となつたもの

三 当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に公益法人等派遣条例第三条第一号に規定する派遣職員となり引き続き職務に復帰したもの

第七条第四項中「減じて得た日数」の下に「(同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)」を加え、同条を第七条の三とし、第六条の次に次の二条を加える。

(年次休暇の日数)

第七条 条例第十二条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、二十日に再任用短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数(一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、百六十時間に条例第二条第二項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、一日当たりの平均勤務時間数(その者の条例第二条第二項の規定により定められた四週間を超えない期間における勤務時間数を当該期間におけるその者の条例第三条第二項ただし書の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間数をいう。)(を一日として日に換算して得た日数)(一日未満の端数があるときは、これを

四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年において新たに職員となつた再任用短時間勤務職員の年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数とする。

第七条の二 労働基準法第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる職員の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第九条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第七条に規定する一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員の年次休暇の単位は、一時間とする。

第十二条の表妊産婦保健指導・健康診査休暇の項中「助産婦」を「助産師」に改め、同表夏季休暇の項中「五日」の下に「(再任用短時間勤務職員については、その者の勤務時間等を考慮して、人事委員会が別に定める日数)」を加える。

第二十三条の見出し中「臨時」を「臨時の職員」に改め、同条第二項中「非常勤の職員」の下に「(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「臨時」を「臨時の職員」に改める。

別表第一中「第七条」を「第七条の三」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 深夜勤務・時間外勤務制限請求書(第5条の3、第5条の6関係)

(A4判)

深夜勤務・時間外勤務制限請求書			
任命権者 様		請求年月日 年 月 日	
子を養育するため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第1項(第2項・第3項)の規定により、次のとおり深夜における勤務時間外勤務の制限を請求します。			
		所属課所名 職 名 氏 名 ㊟	
1 請求に係る子又は要介護者に関する事項	氏 名		
	職 員 と の 続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日生(出産予定日)	
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	有	[深夜において就業している。(深夜における勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入) 就業している。(時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入) 負傷、疾病、身体上又は又は精神上の障害により養育が困難である。 出産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は出産後8週間以内である。 上記のいずれにも該当しない。(養育が可能)	無
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	深夜における勤務の制限	制限開始日 年 月 日から 制限終了日 年 月 日まで	毎日 その他()
	時間外勤務の制限	制限開始日 年 月 日から 1年 1年に満たない期間()月	

注

- 1 1の「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、出産予定日にレ印を記入すること。
- 2 1の「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。
- 3 2の欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。
- 4 2の欄中「就業している」とは、就業回数が1月につき3回を超えることをいう。
- 5 3の欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。
- 6 4の欄に、子を養育するために深夜における勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として記入すること。

様式第三号及び様式第四号中「3」を「6」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則九 六（職員の定年等）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九 六（職員の定年等）の一部を改正する規則
規則九 六（職員の定年等）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五条第四項」を削る。

第四条及び第五条を削る。

第六条中「一」を「いずれかに」に、「第六号又は第十号」を「又は第六号」に、「替える」を「代える」に改め、同条第七号から第十号までを削り、同条を第四条とする。

第七条中「並びに前年の五月一日以後の一年間における再任用及び再任用の任期の更新の状況」を削り、同条を第五条とし、第八条を第六条とする。

附則第二項の表中第四条の項を削り、同表中「第六条第一号」を「第四条第一号」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則九 八（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九 八（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を改正する規則

規則九 八（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第二条第二項第一号」を「第二条第二項第三号」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則九 九（公益法人等への職員の派遣等）をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷
人事委員会規則九(公益法人等への職員のパ派遣等)

(趣旨)

第一条 この規則は、公益法人等への職員のパ派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号。以下「条例」という。)(第二条第一項及び第三項第三号、第六条、第九条、第十六条並びに第十九条の規定に基づき、公益法人等への職員のパ派遣等)に關し必要な事項を定めるものとする。

(職員を派遣することができる団体)

第二条 条例第二条第一項に規定する規則で定める団体は、別表に掲げる団体とする。

(派遣の対象とならない職員の特例)

第三条 条例第二条第三項第三号に規定する規則で定める職員は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)(第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)(第二十二条第一項の規定により他の地方公共団体の職員に正式に採用されていた者)であつて、引き続き職員として採用されたものとする。

(派遣職員の職務復帰時における給与の取扱い)

第四条 条例第三条第一号に規定する派遣職員(企業職員(地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項の職員をいう。以下同じ。))である派遣職員、単純労働職員(地方公務員法第五十七条に規定する単純な労働に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。))である派遣職員及び県費負担教職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員をいう。以下同じ。))である派遣職員を除く。次条において「派遣職員」という。が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、規則七(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「規則七」という。)(第二十条の規定にかかわらず、次に定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

一 規則七(第十一号第一項第一号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。)

二 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について規則七(別表第二の級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。))に定める必要経過年数を有していること。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第二号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて

得た年数をもつて、同表の必要経過年数とすることができる。

第五条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該派遣職員に係る派遣の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から一年以内の規則七(第三十六条に定める昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。)

2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

3 派遣職員が職務に復帰した場合における給料月額の調整等については、前二項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

(派遣職員に関する報告)

第六条 任命権者は、職員派遣(条例第一条第四項第一号に規定する職員派遣をいう。以下同じ。))を行った場合はその職員派遣後六十日以内に、職員派遣に係る派遣先団体(同号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。))、派遣期間、派遣先団体における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

2 任命権者は、職員派遣の期間中に前項の規定により人事委員会に報告した内容に変更が生じたときは、速やかに当該変更の内容を人事委員会に報告しなければならない。

3 任命権者は、条例第三条第一号に規定する派遣職員が職務に復帰した場合は、その復帰後六十日以内に、復帰した職員の復帰後の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

(採用された職員に対する級別資格基準表の適用方法等の特例)

第七条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「法」という。)(第十条第一項の規定により採用された職員(企業職員である職員、単純労働職員である職員及び県費負担教職員である職員を除く。以下第九条までにおいて同じ。))であつて、かつて規則七(第六条第二項第一号から第三号までのいずれかの規定に該当したものに對する級別資格基準表の適用については、同表の試験欄の「正規の試験」の区分とするものとする。)

2 法第十条第一項の規定により採用された職員に對して規則七(第十一号第一項第二号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経過年数に百分の八十以上百分の百

未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経年数とすることができる。

(採用された職員に対する給料月額等の特例)

第八条 法第十条第一項の規定により採用された職員の給料月額は、同項の規定による退職派遣に係る退職がなく、特定法人(同項に規定する特定法人をいう。以下同じ。)の業務に従事していた期間に相当する期間を引き続き職員として在職したものとみなして、当該退職時の職務の級及び給料月額を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に、当該採用の日に受けることとなる給料月額の範囲内で決定することができる。

2 前項の規定により給料月額を決定された職員については、当該採用後の最初の昇給に係る昇給期間を前項の規定の適用上採用時の給料月額を受けるとなつたとみなすことができる日から採用の前日までの期間に相当する期間短縮することができる。

(規則七 ○の規定の適用に関する読替え)

第九条 法第十条第一項の規定により採用された職員については、規則七 ○第十条第一号中「第十七条」とあるのは「規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)(以下「規則九 九」という。)(第八条第一項」と、同規則第二十六条第一項第二号中「第十七条」とあるのは「規則九 九第八条第一項」として、これらの規定を適用する。

(退職派遣者に関する報告)

第十条 任命権者は、法第十条第一項の規定により職員が退職し引き続き特定法人の業務に従事した場合はその従事後六十日以内に、退職派遣者(同条第二項に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。)の派遣先特定法人、特定法人において従事すべき期間、特定法人における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

2 任命権者は、特定法人における業務の従事期間中に前項の規定により人事委員会に報告した内容に変更が生じたときは、速やかに当該変更の内容を人事委員会に報告しなければならない。

3 任命権者は、退職派遣者が職員として採用された場合は、その採用後六十日以内に、採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第七条から第十条までの規定は、同年三月三十一日から施行する。

別表(第一条関係)

社団法人秋田県建設技術センター

社団法人秋田県農業公社

社団法人秋田県林業コンサルタント

財団法人秋田県育英会

財団法人秋田県建築住宅センター

財団法人秋田県国際交流協会

財団法人秋田県資源技術開発機構

財団法人秋田県成人病医療センター

財団法人秋田県総合公社

財団法人秋田県総合保健事業団

財団法人秋田県体育協会

財団法人秋田県婦人会館

財団法人秋田県物産振興会

財団法人秋田県ふるさと定住機構

財団法人秋田県木材加工推進機構

財団法人あきた産業振興機構

秋田県住宅供給公社

秋田県信用保証協会

秋田県土地改良事業団体連合会

秋田県農業会議

警察共済組合

公立学校共済組合

社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

社会福祉法人秋田県小児療育事業団

地方職員共済組合

日本下水道事業団

日本道路公団

人事委員会規則一一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一 一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。
別表第一鹿角市の項の次に次のように加える。

大館市	
出先機関	本 庁
保健センター 福祉事務所 病 院 図 書 館 中央公民館 勤労青少年 ホ ー ム 女性センター 郷土博物館	議会事務局 市長部局 教育委員会 選挙管理 委員会事務局 監査委員 事務局 農業委員会 事務局
所長、所長補佐 所長、主幹、所長補佐 院長、副院長、診療局長、部長、副部长、 医長、看護部長、副看護部長、看護婦(士) 長、技師長、事務局長、課長、課長補佐、 企画係長、庶務係長 館長、館長補佐 館長、館長補佐 館長	局長、次長 局長、課長、主幹、課長補佐 局長、次長 局長、次長 局長、次長 局長、次長

別表第一阿仁町本庁の項中「総務課」を「総務企画課」に改め、同表能代市外五カ町村衛生事務組合の項及び同表二ツ井町、藤里町衛生事業処理一部事務組合の項を削り、同表に次のように加える。

二ツ井	
藤里地	
区行政	
事務組	
合	

附 則
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所
印刷者

株式会社 松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 082-8766000
FAX 082-8766005
E-mail: matsubara@matsubara-satsushu.co.jp

